

住宅リフォーム工事

令和 4年 月 日

請負契約書

工事名称 _____

工事場所 _____

工期 令和 4年 月 日～ 令和 4年 月 日まで

印紙貼付欄

記載された契約金額が
500万円を超え1千万円以下のものは千円
1千万円を超え5千万円以下のものは千円

注文者名 _____ 様 印 _____ TEL _____
住所 _____ Mail _____

請負者名 有限会社 鳥生工務店 TEL 0898-53-4535
代表者 代表取締役 鳥生 岳 Mail info@toryukoumuten.jp
住所 今治市大西町紺原甲728-3
担当者名 _____

1.請負金額 金 _____ 円(税込)

2.工事内訳

工事項目	摘要(仕様)	(単価・数量・時間 等)	小計
1.		別紙お見積書にて記載	円
2.			
3.			
4.			
5.			
6.			
7.			
8.			
9.			
10.			
合計(税込)			円

■請負条件: 工事用の電気・水道・ガスについては、お客様宅のものを使用させていただきます。
また本工事は見えない部分等の状況により施工内容、並びに工事金額に予測できない変更が生じる場合がありますので、
ご了承くださいようお願いいたします。

3.支払方法 契約金(契約時) 10% 金 _____ /
着工金() 金 _____ /
中間金() 金 _____ /
完工金(工事完了確認7日以内) 金 _____ /

4.振込先 ※工事代金は、原則振込でお願いします。

口座名 ユウゲンガイシャトリユウコウムテン
有限会社鳥生工務店
伊予銀行 大西支店 普通 0520870

5.請負契約書

第1条(総則) 請負者は本契約工事を完成し、注文者は契約の目的物を確認し、その請負代金の支払いを完了する。
第2条(予測不可能な場合) 1.施工にあたり、通常の事前調査では予測不可能な状況により、打合わせどおりの施工が不可能、もしくは不適切な場合は、注文者と請負者が協議して、実情に適するように内容を変更する。 2.前項において、工期、請負代金を変更する必要があるときは、注文者と請負者が協議してこれを定める。
第3条(完了確認・代金支払) 工事を終了したときは、注文者は、契約の目的物を確認し、請負契約書記載の期日までに請負代金の支払いを完了する。
第4条(第三者への損害) 1.施工のため、第三者に損害を及ぼしたとき、または紛争を生じたときは、注文者と請負者が協力して処理解決にあたる。 2.前項に要した費用は、請負者の責に帰する事由によって生じたものについては、請負者の負担とする。なお、注文者の責に帰すべき自由によって生じたものについては、注文者の負担とする。
第5条(不可抗力による損害) 1.天災その他自然的または人為的な事象で、注文者・請負者いずれもその責を帰することのできない事由(以下「不可抗力」という)によって、工事済部分、工事仮設物、工事現場に搬入した工事材料、建築設備の機器(有償支給材料を含む)または工専用機器について損害が生じたときは、請負者は、事実発生後速やかにその状況を注文者に通知する。 2.前項の損害について、注文者・請負者が協議して重大なものと認め、かつ、請負者が善良な管理者としての注意を払ったと認められるものは、注文者がこれを負担する。 3.火災保険・建設工事保険その他損害をてん補するものがあるときは、それらの額を前項の注文者の負担額から控除する。
第6条(工事の変更) 1.注文者は、必要によって工事を追加、変更または一時中止することができる。 2.前項より、請負者に損害を及ぼしたときは、請負者は注文者に対してその補償を請求することができる。 3.請負者は、不可抗力その他正当な理由があるときは、注文者に対してその理由を明示して、工期の延長を請求することができる。延長日数は、注文者と請負者が協議して決める。
第7条(遅延損害金) 1.請負者の責に帰する事由により、契約期間内に契約の工事が完了できないときは、注文者は遅延日数1日につき、請負代金から工事済部分と搬入工事材料に対する請負代金相当額を控除した額に年14.6%の割合を乗じた額の違約金を請求することができる。 2.注文者が請負代金の支払を完了しないときは、請負者は遅延日数の1日につき、14.6%の割合を乗じた額の違約金を請求することができる。
第8条(紛争の解決) この契約について、紛争が生じたときは、本物件の所在地の裁判所を第一審管轄裁判所とし、または裁判外の紛争処理機関によって、その解決を図るものとする。
第9条(補足) この契約書に定めのない事項については、必要に応じた注文者と請負者が誠意をもって協議して定める。
(特定商取引に関する法律の適用を受ける場合のクーリングオフについての説明書) ご契約いただきましたリフォーム工事またはインテリア商品等販売が「特定商取引に関する法律」の「適用を受ける場合」(注)で、クーリングオフを行うおとりとする場合には、この説明書・工事請負契約書を充分にお読み下さい。(注)「特定商取引に関する法律」の「適用を受ける場合」は訪問販売、電話勧誘販売による取引 I 契約の解除(クーリングオフ)を行うおとりとする場合 ①「特定商取引に関する法律」の適用を受ける場合(注)で、クーリングオフを行うおとりとする場合は、この書面を受領した日から換算して8日以内は、お客様(注文者)は文書をもって工事請負契約の解除(クーリングオフ)を呼びます)ができ、その効力は解除する旨の文書を受領したときに生ずるものとします。ただし、次のような場合等にはクーリングオフの権利行使はできません。 ア) お客様(注文者)がリフォーム工事建物等を営業用利用する場合や、お客様(注文者)からのご請求により自宅でもお申し込みまたはご契約を行った場合 イ) 壁紙などの消耗品を使用(最小包装単位)または3,000円未満の現金取引 ②上記クーリングオフの行使を妨げるために請負者が不実のことを告げたことによりお客様(注文者)が誤認し、または威迫したことにより同意してクーリングオフを行わなかった場合は、請負者から、クーリングオフ妨害の解消のための書面が交付され、その内容について説明を受けた日から8日を経過するまでは書面によりクーリングオフすることができます。 II 上記期間内に契約の解除(クーリングオフ)があった場合 ①請負者は契約の解除に伴う損害賠償または違約金支払を請求することはありません。 ②契約の解除があった場合に、既にその商品の引渡しが行われているときは、その引取りに関する費用は請負者の負担とします。 ③契約解除のお申し出の際に既に受領した金員がある場合は、すみやかにその金額を無利息にて返還いたします。 ④役務の提供に伴い、土地またはその他の工作物の現状が変更された場合には、お客様(注文者)は無料で元の状態にもどすよう請求することができます。 ⑤すでに役務提供されたときにおいても、請負者は、お客様(注文者)に提供した役務の対価、その他の金額の支払を請求することはありません。

5.特約

